

大阪市 教育委員会 御中

中学校歴史・公民教科書、道徳教科書採択についての要請書

2024年8月2日



要請団体 民主法律協会
同 自由法曹団 大阪支部

要請者代表 上記自由法曹団大阪支部支部長
弁護士 長野 真一郎

【連絡先】

〒542-0012 大阪市中央区谷町九丁目3-7
中央谷町ビル2階 大阪法律事務所
弁護士 原 野 早知子
電話 06-4302-5153

貴教育委員会におかれては、2025年4月から中学校で使用される教科書の採択手続を進められていることと存じます。

自由法曹団は、全国約2100人の弁護士で構成する法律家団体で、様々な人権活動や、憲法を守り活かす活動に取り組んでいます。大阪支部には約170人の弁護士が所属しています。

民主法律協会は、平和・民主主義・国民の権利を守り、発展させることを目的とする団体であり、会員として、大阪を中心に、弁護士・学者・研究者ほか約350名、労働組合・市民団体約150団体を擁しています。

私たちは、人権を擁護し、日本国憲法の諸原則の実現を目指す団体として、中学校歴史・公民教科書の採択について、憲法や人権を扱う教科書に、強い関心を持っております。

中学校教科書採択をめぐっては、歴史・公民教科書について、育鵬社及び自由社の歴史・公民教科書、そして今回新たに作成された令和書籍の歴史教科書を採択する教育委員会があるのか否か、全国の保護者・国民の注目が集まっています。

育鵬社及び自由社の教科書はこれまで全国で採択運動を行ってきましたが、保護者・国民の広範な批判と教育委員の良識によって、育鵬社版教科書の採択は、歴史約1.1%、公民約0.4%にとどまっています。

私たちは、貴教育委員会とすべての教科書採択関係者が、育鵬社、自由社、令和書籍の歴史・公民教科書については同封の資料をご検討の上、学校現場で使用される教科書としての適格性を慎重に見極められるように要請いたします。また、道徳教科書については日本教科書を同様に慎重に審議することを要請するとともに、採択手続についても、現場教職員の意見、保護者・市民から出された意見を検討し、不当な政治的圧力を排するように要請します。

各教科書の具体的な問題点、採択手続についての個別の要請事項は下記のとおりです。また、詳細については同封の資料をぜひご覧下さい。

【資料】

- ① 自由法曹団意見書 「弁護士からみた育鵬社の公民教科書の問題点 2024」
- ② 自由法曹団五月集会決議
- ③ 子どもと教科書大阪ネット21資料「子どもたちに手渡したい！よい教科書を」

1 公民教科書について

本年6月、自由法曹団は、育鵬社版の公民教科書について意見書「弁護士からみた育鵬社の公民教科書の問題点 2024」（同封資料①）を発表しました。

これは、人権をめぐる問題や社会問題に直接かかわっている法律家の立場から、公民教科書のすべての内容に検討・批判を加えた意見書です。詳細は意見書に譲りますが、育鵬社の公民教科書は根本的な誤謬や歪曲をはらんだもので、教科書としての適格性を有していません。

とりわけ、法律家として問題が大きいと考えるのは、育鵬社の公民教科書では、憲法の三原則である国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を正しく学習できないことです。これでは、主権者として必要な知識を習得したり、社会の仕組みをきちんと理解することができません。さらに、育鵬社の公民教科書では憲法についての正しい知識を得られないために、解答に支障がある高校入試問題が多数ある点も見逃せません。

是非、意見書をご検討いただき、育鵬社版公民教科書の本質をご理解いただければ幸いです。

以下に、一部ではありますが、育鵬社公民教科書に特徴的な点を述べます。こうした内容が、教育基本法や学習指導要領にも反する特異な立場に立つものであることは、法令の条文や学習指導要領の内容などに照らしながら、上記自由法曹団意見書にて詳細に論証しているところです。

- ・大日本帝国憲法の天皇主権体制の下で、国民の基本的人権が侵害され、国家権力に対する国民のコントロールが及ばない中、戦争に突き進んだこと、その反省から、日本国憲法は、国民主権・基本的人権の尊重・平和主義を三原則として制定されています。しかし、育鵬社教科書は、大日本帝国憲法を賛美し、天皇の記載に重きを置く偏った内容であり、大日本帝国憲法下の国家体制と日本国憲法下の国家体制とがまるで連続しているかの誤解を与えかねないものです。大日本帝国憲法と日本国憲法の差異・対比、引いては日本国憲法の三原則の意味を正しく理解することができないものとなっています。
- ・平和主義に関しては、北朝鮮や中国の脅威を強調する一方、軍事的手段によらない平和構築や軍縮についての記述がほとんどありません。一面的であると同時に、近隣諸国に対する敵がい心を煽りかねません。外国籍の生徒が、今や多数日本の学校で学んでおり、それらの生徒を傷つけ、差別・いじめ等を誘発しかねない点でも極めて不適切です。

また、自由社版の公民教科書は、育鵬社版よりもさらに誤りや一方的な立場に立った記述が多く問題が大きいと批判されています。

2 歴史教科書について

他の教科書を「自虐史観」に基づくとか、「反日色が強い」と批判して作成された、育鵬社、自由社、令和書籍の各歴史教科書は、アジア太平洋戦争中の日本の加害責任について曖昧な記載しか行わないなど、日本の歴史に対する捉え方があまりに一面的で教科書として不適切と言わざるを得ません。

具体例として、以下のような記述が挙げられます。詳細は、子どもと教科書大阪ネット 21 作成の資料（同封資料③、特に歴史教科書の記述対照表）を参照ください。

・朝鮮に対する植民地支配

「植民地」という語句を使用しない・日本による統治（植民地支配）により「朝鮮が発展した」と記述している。

・南京大虐殺（南京事件）

記述なし（自由）、否定のための記述（令和）、簡単な記述のみ・踏み込んだ説明なし（育鵬）。他社は非戦闘員の殺害、当時の国際法に違反していたことに触れている。

・沖縄戦

沖縄の住民が、日本軍により集団自決に追い込まれた記述がない。

3 道徳教科書について

日本教科書の道徳教科書は、以下の問題点があり、学校現場で使用される教科書としての適格性を慎重に見極められるように要請いたします。

・男女の性別役割分業観に基づく教材（2年生「ライフロール」）が無批判に取り上げられている。ジェンダー平等を課題とし、家族のあり方が多様化する社会に生きる子どもたちの道徳教材として不適切である。

・「自由ってなあに？」（1年生）、「幸福ってなあに？」（2年生）、「愛ってなあに？」（3年生）の各教材は、それぞれ4人の人物を挙げ、「放談」としてその言葉を一言ずつ紹介している。しかし、何をした人物かも説明がなく、一言のみでは自由、幸福、愛と関連させて中学生が考えることが難しく、趣旨が不明な教材と言わざるを得ない。

・3学年とも、「ウェルビーイングカード」が巻末に挙げられ、各単元もウェルビーイングカードと結びつけるなどしている。「ウェルビーイングカード」がどこから、どのような趣旨で出てきたものかも不明である。

道徳については、個人の内心にわたる事柄を教科として成績評価の対象とし、学習指導要領により目標等を定めることに、そもそもの問題があります。

特定の価値観に誘導したり押しつけたりする内容の教科書は採択しないこと、日本国憲法の原則である基本的人権、民主主義、平和主義に関連する内容が含まれるかどうかとの観点から採択に臨まれることを求めます。

4 教科書採択の手続について

教科書の採択について関心を持つ市民・住民は多く、採択手続は、公開され透明性が高いものとし、また、教育現場の意見を反映した民主的なものとする必要が高いです。

具体的には、少なくとも下記の各措置を取られるべきと考えます。

- ・採択を行う教育委員会の日程を早期に公開する。
傍聴希望者は全員が、傍聴ないしビデオリンクで視聴が出来るようにする。
- ・教科書を使用する現場の教員の意見に基づく採用を行う。
数名の教育委員が、全ての教科（それぞれに複数の会社の教科書がある）について教科書を吟味し、選定することにそもそも無理がある。教員の意見を反映する仕組みを構築し、実施すべきである。
- ・不透明・不合理な採択があってはならない。
2015年東大阪、2020年泉佐野の例では、選定委員会の答申に育鵬社が入っていないにもかかわらず、育鵬社教科書が採択された。このような採択を決して繰り返してはならない。
- ・市長・町長や議員による政治的介入を許さない。
教科書採択を控え、議会において参政党などの議員が、特定の教科書（自由社）を推す内容の質問を行っている例がある。
教科書採択が、政治家の意向や働きかけに左右されるならば、教育基本法16条の「不当な支配に屈する」ことにほかならず、決してあってはならない。

以上